

シンポジウム「大学とは何か——その自由と責任——」

「大学とは何か——その自由と責任——」の行方

——問い続け語り続けることへの模索——

隈元泰弘

今回のシンポジウムのねらいは、「アカデミック・コミュニティ」への「挑戦」である。

「アカデミック・コミュニティ」とはなにか。本シンポジウムの文脈において、狭義には、本学会の当日会場に集う、哲学の教育研究に携わる人々である。広義には、主に教授職（教授する職）として、大学にかかわって生を営む人々である。必ずしも適切ではないが、ここでは便宜的にアカデミック・コミュニティの構成員を大学人と呼ぶことにしたい。当該構成員を手短かに指示する名辞が必要だからである。

「挑戦」とはなにか。この「挑戦」は二重の意味を持っており、その意味の二重性そのものが本「挑戦」の本質である。まず、大学の現状に関する大学人の自覚への挑戦である。次に、この挑戦を非アカデミックなものとして鼻で笑う大学人の意識への挑戦である。そして、この挑戦の展開軸が大学の国家的管理である。

今回のシンポジウムには、過去の事例と根本的に異なる一点がある。本論題の採否をめぐる委員会審議自体において、この二重の挑戦が大学アカデリズムへの挑戦として胎動したことである。本論題は、委員会の公募に応じて、松

井邦子会員から寄せられた。松井会員から提出された論題は「条件づけられた大学——大学に自由と責任はあるのか——」であった。委員会のそれへの応えは、論題変更の上での採用であった。論題は「大学とは何か——その自由と責任——」となった。原論題は、その挑戦性によって論題の変更を招き、そうすることによって、その変更を求める大学人の意識の底流にあるものを示唆することとなった。この底流にあるものを明るにもたらし、その自覚とそこから脱却を志向する本提題にとって、その第一歩がすでに委員会審議で記されたこととなった。

委員会の議事録によれば、松井会員の提案の趣旨は次のとおりであった。

「一九九一年の大綱化以来、二〇一五年度四月施行の改正学校教育法に至るまで、多様なニーズを反映して行われるべしとされる大学改革の趨勢は、大学が自明のこととしてきた諸自由の、緩やかな剥奪のプロセスではなかったか。たとえばFDの義務化は、義務づけられなければ大学人は自己能力の改善を自ら図ることもできない、ということであり、今回の改正学校教育法は、大学人のコミュニティは、合議体にもとづく決議権を行使し自治を発揮する能力もない、と見なされたことではないのか。そうであるとすれば次にくるのは、大学人は研究能力を自己研鑽することもできない、という判断ではないのか。これはあるいは杞憂であるかもしれない。しかし、よかれあしかれ『改革』を迫られる時流のなかで、今このときに、大学とは何であるのかについて、また大学が自明のこととしてきた諸価値についても一度議論に附すことは、哲学の使命ではないのか。」

ここに言われるように、本シンポジウム提題の誘因は、上からの大学改革の流れであり、特に学校教育法九三条の変更である。そこでは、旧法同条において「重要な事項を審議する」とされた教授会が、学長の決定に際して「意見を述べる」場となった。しかも、その対象は「学生の入学、卒業及び課程の修了」と「学位の授与」のみであり、それ以外では、学長が「教授会の意見を聴くことが必要」と判断した事実案のみである。学長の権限は飛躍的に高まっ

た。しかも、教授会の意見に対して学長は「拘束されるものではない」とされる（『学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）』）。

本シンポジウムは、提案者である松井会員の報告を皮切りとして行われることとなったが、このような大学の法的環境の変化を受けて、同会員はその報告を「大学は今、何を『歓待』しているのか」と銘打った。

既述のように、シンポジウムの論題は原案、すなわち「条件づけられたもの」を条件づけているところのその「前提」を問うことから変更されて、「〜とはなにか」という本質を問うものとなった。すなわち、前提への問いが本質への問いへと変更されたのであるが、松井会員の報告は、これに異議申し立てを行うという立論の方法をとる。これが、「条件づけられた大学」に対してその前提を問うことのない現状に異議申し立てを行う、というこの報告内容の展開構造と一致する。この一致がその二つの主張（論題変更への異議申し立てと大学人の現状への異議申し立て）の正当性の論証となるという、いわば遂行論的論証構造である。

松井会員は、原案のタイトル「条件づけられた大学——大学に自由と責任はあるのか——」が、デリダの『条件なき大学』の裏返しであるとして、次のように述べる。「日本の大学は、はじめから『条件なき大学』の意味における権力との無関係を主張することはできない」。松井会員は「条件なき大学」の鍵概念を「公共性」と捉える。「公共性そのものとなる思考作業」は「私たちが絶えず新たな門を打ち立てること」で、まさに「そのことによって何が起きるのか、起きているのかを明らかにし続けることで、常にそこに問いを受けるべき門があり続けることに気づかせ続ける」作業であると言う。そして、「その絶えざる作業の絶えざる告白こそ、条件なき大学の意味なのです」と述べ

る。

前提への問いは、その問いの行為そのものの前提を問い、さらにその前提を問う。問い続け、それを告白し、公開する。ここに公共性が生まれる。問いを立て、そうすることで問いを立てる土壌の自明性を問い直す。その絶えざる作業の告白こそが公共性の基盤であり、条件なき大学の意味である。これが松井会員の主張である。

松井会員は、今回のシンポジウム企画に応募した直接のきっかけが先の学校教育法の変更であると言う。同会員は本報告の終盤、自分の問題提起は、当該の変更によって「何が起こったか？」ではない、「何か起こったか？」であると声を強めた。つまり、同会員の問いは、事実への問いではなく「大学人の」意識への問いだという。それが哲学を志向する。この思いは、本報告の注に記された。「自らの『条件づけられた条件』を批判し、生きてみる」と、「それが『哲学すること』だと」「考えている」と。

新茂之会員は、「日本の大学のありかた——『我が国の高等教育の将来像』を巡って——」と題した。新会員は学校教育法の特に九三条の変更には、その基盤に二〇〇五年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」があると指摘する。重要なのは「中期的に取り組むべき重要施策」とされる「学長のリーダーシップの強化」である。

問われるべきは、「何のために」である。新会員によれば、同答申は、知識のグローバル化によって競争が激化すると捉え、経営的に訪れる困難に対し大学が迅速に対応するための方策として学長の権限の強化を打ち出したものと推測される。同答申はグローバル化への高等教育の対応の問うものであるが、それに応えるのは社会的に開かれた知識である。だが、知識一般に関して伝統的には、特定の社会内で正当視される特定の知識を批判抑圧的権力をもって反復的に教え込むという手法が取られたという。新会員によれば、これをパスは「権威の方法」と特徴づけた。

「権威の方法」は、異議・異論を排除する。その意味で為政者の権力の強化・固定化に結び付く。新会員は次のように述べる。「我が国の高等教育の将来像」が唱道する『学長のリーダーシップの強化』は、いまだでは、学長の権威を法的に高めることになってしまっているから、『権威の方法』に繋がっていく。九三条は、多彩な意見表明への意欲と機会を奪うからである。

教授会を単なる審議・意見提出の機関とする九三条は、かえって大学をスポイルすることとなる。新会員によれば、パースはダーウインの進化論の分析から、「偶然が有機体に進化という成長の機会を与えている。」と見る。知識の展開も同じである。偶然が知識の固定性を打ち破り、流動へともたらず。このような流動性の中で、知識はモザイク的な結合と分離を繰り返しながら展開すると言われる。とすれば、それに対応できる大学こそが知識のグローバル化に適応し、またそれを創造的に推し進めるものとなる。モザイクをなす知識は多元的で可謬的であるから、大学教育においては、意図的に偶然性を担保し、可謬主義と多元主義を基本として試行錯誤できるようにすることが要となる。

これを当面の問題である大学の組織・運営という観点から見ればどうなるのか。新会員は次のように結論する。「わたしたちは、偶然主義をつねに念頭に置きながら、大学の運営に関連する、手許にあるいくつかの方策がもたらすはずの結果を検討しながら、それを実験的に試してみるしかないのである。」これを可能にする組織・運営こそが求められる「大学のありかた」である。そこに自由が現出し、責任への応答が可能となる。

新会員の報告が学校教育法変更の基盤となった「我が国の高等教育の将来像」に立脚したのに対し、松葉会員は同法がさらに推し進められたと推測される、二〇一五年六月の人文系学部・大学院の「廃止」、「転換」を命じる「通

知」（国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」を手掛かりとした。そこで、報告のタイトルは「人文学」を副題として、「『すべてを公的に言うこと』——人文学の役割と責任」となった。

松葉会員は冒頭次のように問う。「われわれは、なぜいま、ここで『大学とは何か』と問わなければならないのか。」既述の一連の大学改革が、上記の「通知」によってついには大学の価値自体の切り崩しへと触手を伸ばし、それによって、「これまでわれわれが前提としてきた大学や人文学の存在意義が根底から覆されようとしているからである」。

松葉会員は、政府主導のこの大学改革の指導理念が新自由主義にあることの問題性を指摘する。政府の近年の高等教育政策はグローバルな市場競争での勝利を目的とする。その底流をなす新自由主義においては、あらゆるものが経済という次元で考量され、経済効率と経済効果が唯一の尺度として人間の全活動の評価基準となり、人間の生を統制する。

このような状況の下で、人文学が、ましてや哲学が、高く評価されることなどあり得ない。人文学は、そして哲学は、大学に座して外から評価されるのを待っているのか。松葉会員はデリダを照会する。デリダは「人文学の社会的意義を、『すべてを公的に言う権利 (droit de tout dire publiquement)』と、その批判力においている」。大学における自由は学の自明の前提として「ある」のではない。人文学の研究実践のなかで、言語の原理的探究に立脚して自由に批判し合い「すべてを公に言う」ことで、「すべてを公に言う」自由を生み出す。重要なのは「来たるべき民主主義」を構想することであると言われる。

「来たるべき民主主義」とは何か。それは『「共約不可能な平等性」(ナンシー 2012: 71)』である。それはさらに「言いかえれば、『価値をもつことのないもの、評価し得ないもの、通約不可能なもの(共通の尺度のないもの)』(ナ

ナンシー 2012 : 70)、あるいは『ほかのものに還元できない絶対的に特異なもの』(ナンシー 2012 : 70) とうしの『非等価性のコミュニズム』(ナンシー 2012 : 71) である。それをナンシーは、端的に『デモクラシー』と呼んでいる」。

少なくともここには、民主主義を自由と個人の尊重というその理念から、新自由主義へ、自由な競争を絶対視する市場主義へ結びつける発想法とは全く異なった発想がある。このような発想を可能とする数少ない場の一つが大学である。大学は常に新たに発想し発信し続けることで、その発想・発信の場を創造し続けるしかないのであろう。

松井会員は問うた。「何か起きたのでしょうか?」。

今、ここで、「何かが起きた」と言えるか。

松井会員は大会で配布されたレジユメの末尾でこう述べた。

「ところで、一連の潮流の中で、研究不足のゆえか、まだ私が出合ったと思えない議論がある。大学、あるいは大
学構成員が何を考えてきたのか、何をしてきたのか、自らに問うという議論である。きわめて個人的な表明をすれば、私は『あのとき先生は何をしたのですか』と後進に呼びかけられて、応じることのできない者ではありたくないと
思っている。」

我々はこのシンポジウムで学び合った、と言えるか。

しかし、いずれも過去形ではない。以下の三篇の報告とその精読を次の一步としたい。